

文京区議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（令和五年三月文京区条例第十二号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>目次（略）</p> <p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～9（略）</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）<u>第二条第九項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13（略）</p> <p>第三条～第十一条（略）</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第二項第二号から第四号までの規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～9（略）</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）<u>第二条第八項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13（略）</p> <p>第三条～第十一条（略）</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第二項第二号から第四号まで<u>及び第三十一条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記1 参照】</p>

第十三条～第十七条 (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第十八条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

イ～キ (略)

二・三 (略)

3 (略)

(開示請求権)

第十九条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

第十三条～第十七条 (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第十八条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

イ～キ (略)

二・三 (略)

3 (略)

(開示請求権)

第十九条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第五十二条において「開示請求」という。）をすることができる。

第二十条～第三十二条 (略)

(訂正請求権)

第三十三条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第三十五条～第四十条 (略)

(利用停止請求権)

第四十一条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

第二十条～第三十二条 (略)

(訂正請求権)

第三十三条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第五十二条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第三十五条～第四十条 (略)

(利用停止請求権)

第四十一条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一・二 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第四十三条～第五十一条 (略)

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第五十二条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第五十三条～第六十一条 (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

一・二 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第五十二条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第四十三条～第五十一条 (略)

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第五十二条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第五十三条～第六十一条 (略)

付 則

【別記1】

改正後（案）

第十二条第一項（略）		
第十二条第二項（略）		
第十二条第二項第一号（略）		
第四十一条第一項第一号	又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	第十二条第五項により読み替えて適用する同条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号利用法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <a href="#">第二条第十項</a> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第四十一条第一項第二号（略）		

現行

第十二条第一項（略）		
第十二条第二項（略）		

第十二条第二項第一号 (略)		
第四十一条第一項第一号	又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	、第十二条第五項により読み替えて適用する同条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号利用法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <a href="#">第二条第九項</a> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第四十一条第一項第二号 (略)		